

できることから 「出掛ける」を サポート

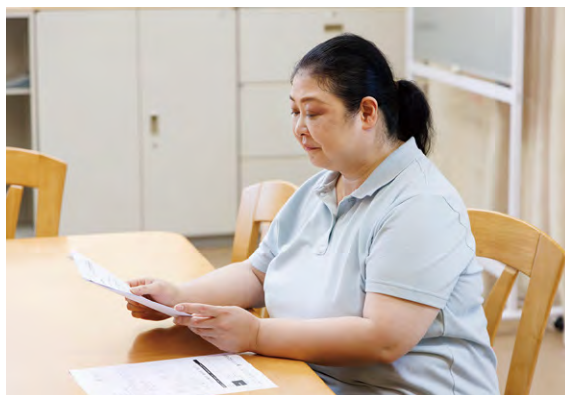
ガイドヘルパー（移動支援従事者）とは、主に知的・身体・精神障害のある方々の外出に付き添い、移動を支援する仕事です。一人では外出が困難な障害のある方も、ガイドヘルパーが付き添うことで安心して安全に外出でき、社会とのつながりを持つことができます。交通機関の利用や食事、排せつのサポートだけでなく、さまざまな経験を共有し、一緒に楽しむことで、利用者の生活をより充実したものにするのもガイドヘルパーの大切な仕事です。



前日まで

利用者情報を確認

支援を行う前日までに、事業所で利用者情報を確認。利用者の氏名や年齢、前回までの支援情報のほか、既往歴や体調などもチェックして、適切な支援ができるよう準備します。



業務当日

AM 9:30

待ち合わせ場所へ

基本的に、ガイドヘルパーは自宅から現場まで直行直帰が可能。Aさんの場合、ヘルパー同士の交流を大切にしているので、現場が近いときは事業所に寄ってから活動を始めます。



AM 10:00

お散歩

この日は、車いすを使用している利用者と公園にお出掛け。園内を散策しながら植物を観察したり、好きなアイドルの話を聞いたり、利用者が楽しめるよう工夫して過ごします。

散歩で気を付けているのは、歩く速さを利用者さんに合わせること。車いすは座面が低く、普通に歩く速さで押すと不安や恐怖を感じやすいので、ゆっくりと歩くことを心掛けています。



ガイドヘルパーってどんなことをしているの？
市内でガイドヘルパーとして働くAさんの業務の様子をご紹介します。

ガイドヘルパーに密着

利用者に人気の お出掛け先はどんな場所？

休日は国営昭和記念公園や葛西臨海公園をはじめ、植物園や水族館、羽田空港、遊園地のヒーローショーが定番人気。平日や短時間のお出掛けは、買い物やヘアサロンが人気。ファストフード店やカラオケなど、学生時代のような過ごし方も人気です。ガイドヘルパーからは「自分の青春時代を思い出しました」という声も。

ガイドヘルパーの働き方って？

まずは移動支援を行う事業所に登録します。利用者からの予約と勤務可能日がマッチすれば支援に入ります。平日または土日のみ、月1～2回など、自分のライフスタイルに合わせて無理なく働くことができます。また、希望に応じて1日に複数の現場を担当することもあります。

どうやったら ガイドヘルパーになれるの？

ガイドヘルパー（移動支援従事者）の資格は、都道府県の指定した養成研修を受講・修了することで取得できます。市内で年2回、「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」が開催されています。直近の研修は市報10月1日号で募集しますので、ぜひご参加ください。

詳細はこちら



AM 10:30

お茶を楽しむ

散歩の合間にお茶をするのも楽しい時間。利用者にとっては、自動販売機で好きな飲み物を買うのも貴重な経験なので、Aさんも必要な時だけサポートしながら見守ります。

お茶や食事も
とても大切な時間です。
お話をゆっくりと聞くことで
利用者さんへの理解も
深まります。



AM 11:00

目的地に到着

1時間ほどかけて、ゆっくり散歩を楽しんだ利用者とAさん。この後、ピアノのレッスンに行くという利用者を、所定の場所まで送り届けます。



AM 11:30

業務報告・終了

支援終了後、事業所に戻ってこの日の活動結果をまとめたガイドヘルパー活動記録簿を作成し、業務終了。

その日の
支援内容や
気付いたことを
記録します。



ガイドヘルパー インタビュー

な が わ ゆ う そ う
南川雄造さん

移動支援ガイドヘルパー

社会福祉法人 おおぞら会
サポートネットあすは 管理者



**障害のある方についての理解を広め
成功体験を支えたい**

昔から、街で知的障害のある方を見かけるたび、「どうしたらコミュニケーションが取れるのだろう」と関心を持っていました。当時は今ほどインターネットが普及していなかったのですが、手探りで集めた情報を頼りに、会社勤めをしながら通信教育を受け、40歳になる頃に介護福祉士の資格を取りました。その後、障害者施設での実習を通して、知れば知るほど障害者福祉に携わりたいという思いが強くなってきました。そんな時、障害のある方の移

動支援などを行っている「おおぞら会」の存在を知り、会社を辞めて福祉の世界に飛び込みました。最初はグループホームに配属され、在宅生活支援を12年ほど行っていました。今年4月からガイドヘルパーとして障害のある方の外出支援を行っています。

障害者福祉の仕事に携わって感じるのは、障害のことを知らないが故に誤解が生じたり、偏見が生まれたりしてしまっているということです。「心のバリアフリー」は見えて見ぬふりをやめることが第一歩だと感じるので、まずは関心を持つていただくとありがたいですね。先日も移動支援中にバス停に並んでいたら、利用者さんが大きな声を出してしまったのですが、後ろにいた男性が「おー、元気がいいねえ！」と笑顔で話し掛けてくださったんです。その一言で、利用者さんも私も受け入れてもらった感じがして、ほっとしたと同時にうれしさが込み上げました。ただあいさつしていただけでも会話が生まれ、場が和みます。それが利用者さんにも伝わり、「楽しく外出ができた」という成功体験になります。もちろん、ガイドヘルパーにとっても大変励みになります。もし街ですれ違うことがあれば、「こんにちは」「お出

■ 同行援護とは？

視覚障害のある方が安心して安全に外出できるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の支援などを行います。また、外出先での情報提供や代読・代筆、食事などの支援も行います。

**視覚障害者の
ガイドヘルパー**
(同行援護)





「心のバリアフリー」は 見て見ぬふりをやめることが第一歩 まずは関心を持ってもらうことから



福祉の仕事は「感情労働」といわれていて、自分の感情をコントロールして、相手に対して前向きな働き掛けをすることが大切です。私の周りでもさまざまな経験を持つ幅広い世代の方が活躍しています。子育てが一段落した方や、新たに福祉分野で働きたい方などはぜひ挑戦していただき、一緒に働くことができるとうれしいですね。

掛けですか？」と声を掛けていただけたらうれしいです。

「できること」を大切に
喜びと感動の日々

障害のある方は、制限のある生活を送っている場合も多く、外出時に初め

ての体験や成功体験の瞬間に立ち会えることがたくさんあります。利用者さんのうれしそうな姿を見ると、やりがいを感じます。また、心がほっこりすることも多いですね。ガイドヘルパーを始めたばかりの頃、出会ってまだ2回目の利用者さんが、お出掛けの帰りに「友達になろうよ」と言ってくれ

たんです。この年まで、そんなふうに真つすぐな言葉を掛けられたことがなかったので、その時はうれしくてうれしくて……。日々、人として大切なことを教えてもらっています。

知的障害のある方と深く接するようになって感じたことは、「自分と変わらない」ということです。楽しければ笑うし、嫌なら怒るし、悲しければ泣く。大きな声を出したりするときは何かしら理由があります。そういうときには私たちガイドヘルパーが周囲に説明し、理解を促すことも大切な仕事だと感じています。

利用者の声

ガイドヘルパーさんと出会って安心して外出できるようになりました。自宅にこもりがちだった生活が一変し、活動的に動く日々は楽しく、充実しています。今は趣味のボルダリングや買い物など、月に20日以上、ガイドヘルパーさんに同行いただいています。



■どうやったらなれるの？

視覚障害のある方のための外出専門のガイドヘルパー養成講座（同行援護従業者養成研修）を受講する必要があります。修了後は、有償の同行援護従業者として活動可能です。市では、年1回、毎年10月ごろに実施。詳しくは、障害者福祉課（TEL:0422-60-1847）までお問い合わせください。

まちにするために

心のバリアフリーを
みんなで進めよう！

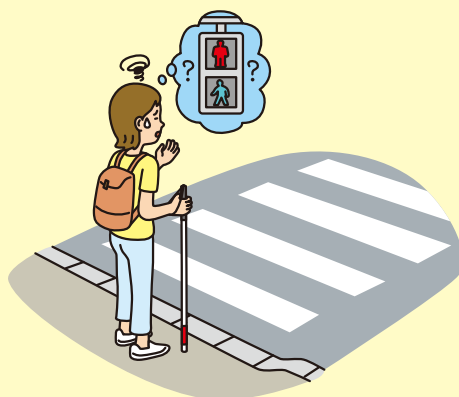
気付いたら行動してみよう

障害があると、多くの人が当然にできることが
できなったり、理解されず困ったりすることがあります。

さらに、障害の種類や症状、状況ごとに不便さや困難さも異なるので、困っていそうな人を見かけたら、
まずは「何かお困りですか？」「お手伝いできることはありますか？」と声を掛け、
本人の意思を確認しながら必要な支援や配慮をお願いします。



車いす利用者は、高い場所にある物を取ったり、落とした物を拾うのが困難です。お店などで見かけたら声を掛けてもらえると助かります。



視覚障害のある方が横断歩道で困っているの見かけたら、「信号、渡りますか」「止まってください。赤です」などと伝えてもらえると助かります。



困っていたり、戸惑っていたりする人を見かけたら、優しく声を掛けてもらえると助かります。ちょっとした声掛けが、命を守る行動につながります。

心のバリアフリー講座

武蔵野市では、障害のある方の困難さや、配慮のポイントなどを正しく理解していただくため、「心のバリアフリー出前講座」を実施しています。対象は市内の小学3年生以上（学年単位）、市内団体（10名以上）で、受講料は無料。まずは、武蔵野市民社会福祉協議会・ボランティアセンター武蔵野（TEL:0422-23-1170）までご相談ください。



心のバリアフリーハンドブック

さまざまな年齢や状態の方々がお互いを理解し助け合い、気持ちよく暮らせるまちづくりを目指す「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックを配布しています。障害のある方が必要とする支援についても詳しく記載しています。



会社やお店で
できること

誰もが暮らしやすい

障害者差別解消法をご存じですか？

この法律では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。その実現に向けて、以下の2つがうたわれています。

■「不当な差別的取扱い」の禁止

行政機関や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

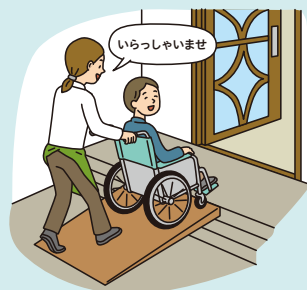
■合理的配慮の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。行政機関や会社、お店などの事業者は、障害のある人から「バリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」という意思表示があったとき、負担の重すぎない範囲で対応することが求められます。



車いすの使用を理由に入店を拒否することは「不当な差別的取扱い」に当たり、禁止されています。

出入り口にスロープなどを設置する、机の配置を変更して入店できるように工夫するなど、負担の重すぎない範囲で、合理的配慮を行うことが求められています。



言葉でのコミュニケーションが難しい障害の場合、筆談やタブレット、スマートフォンなどを活用して、意思を伝え合いましょう。

いす。
や配慮の輪が広がるとうれし

り組んでいます。

市ならではの「地域共生社会」に向けてさまざまな施策に取り組んでいます。

令和6年4月に障害者差別解消法が改正されるなど、誰もが安心して安全にいきいきと暮らせる共生社会の実現が求められています。市でも、

10月1日号掲載予定）。

障害のある方も自由に外出し、自分の好きなことが行える。そんな社会の実現のためには、ガイドヘルパーの方々



障害者福祉課
鈴木さん